

国立研究開発法人土木研究所
防災業務計画

令和7年3月

国立研究開発法人土木研究所

国立研究開発法人土木研究所『防災業務計画』

第1章	総則	1
	第1節	目的
	第2節	対象とする災害
第2章	土木研究所の防災に係わる組織	2
	第1節	土木研究所防災会議
	第2節	災害対策本部等
	第3節	土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）
第3章	防災に関する研究	5
	第1節	防災に関する研究
	第2節	災害調査
第4章	災害に関する事前対策	6
	第1節	危機管理体制の整備
	第2節	災害対策本部室等の整備
	第3節	情報の収集・連絡体制
	第4節	庁舎関連対策等
	第5節	広報
第5章	災害時の応急・復旧対策（災害発生時）	10
	第1節	災害対策本部等の設置
	第2節	情報の収集・連絡体制
	第3節	技術協力等
	第4節	庁舎関連対策等
	第5節	再発防止対策への技術協力
	第6節	広報
第6章	防災業務実施上必要な教育及び訓練	14
	第1節	職員に対する教育
	第2節	防災訓練
第7章	東海地震の防災対策強化地域に係る地震防災強化計画	15
	第1節	想定する地震
	第2節	情報収集
	第3節	災害対策本部の設置
	第4節	技術協力等
	第5節	教育及び訓練の実施
第8章	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画	16
	第1節	想定する地震
	第2節	情報収集
	第3節	災害対策本部の設置
	第4節	時間差発生等への対応
	第5節	庁舎関連対策
	第6節	技術協力等
	第7節	教育及び訓練の実施
第9章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画	17
	第1節	想定する地震

	第2節	情報収集	
	第3節	災害対策本部の設置	
	第4節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合の対応	
	第5節	技術協力等	
	第6節	教育及び訓練の実施	
第10章	首都直下	地震に係る地震防災対策推進計画	・・・・・・・・・・ 20
	第1節	想定する地震	
	第2節	情報収集	
	第3節	災害対策本部の設置	
	第4節	技術協力等	
	第5節	教育及び訓練の実施	

第1章 総 則

第1節 目的

この「防災業務計画」（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、指定公共機関である国立研究開発法人土木研究所（以下、「所」という。）が防災に関し執るべき措置を定め、もって国及び関係行政機関等の防災業務に対する協力並びに所の防災対策の推進に資することを目的とする。

防災に関して執るべき措置とは、災害の未然・拡大防止、応急・復旧対策を図るための組織・協力体制の整備、研究の推進等である。

第2節 対象とする災害

本計画の対象とする災害は、次のとおりとする。

1. 地震災害

地震による大規模な災害。

2. 津波災害

津波による大規模な災害。

3. 風水害

台風・前線に伴う豪雨による大規模な洪水災害、土砂災害等。

なお、地震に伴って発生する大規模な土砂災害等、または地震による堤防崩壊等が原因となって発生する洪水災害は、地震災害に含む。

4. 火山災害

火山の噴火による大規模な災害。

5. 雪害

豪雪・雪崩による大規模な災害。

6. 道路災害

道路構造物の損傷等による多数の死傷者等が発生する災害。

7. 水質事故災害

有害物質等の大量流出や病原性微生物等による著しい水質汚染等または水質に関する大規模な災害。

8. その他の大規模な災害

上記1. から7. に含まれない大規模な災害。

第2章 土木研究所の防災に係わる組織

第1節 土木研究所防災会議

1. 土木研究所防災会議の設置

所の各部、各研究グループの所掌する防災業務の円滑な実施にあたり、その相互間の有機的な連携及び調整を図ることを目的に、所に土木研究所防災会議（以下、「会議」という。）を設置する。

また、会議は、本計画の改定（毎年の検討を含む）等に関する重要事項の審議を行う。

2. 構成

(1) 会議の会長

会議の会長は、理事長とする。会長は、会議を召集し、主宰する。

(2) 会議の委員

委員は、別表－1に掲げる者及び理事長が必要と認める者により構成する。

(3) 会議の庶務

会議の庶務は、総務部総務課、企画部研究企画課及び寒地土木研究所管理部管理課、企画室が務める。

第2節 災害対策本部等

1. 災害対策本部等の設置

災害対策本部、寒地土木研究所災害対策支援本部及び災害対策支部（以下、「災害対策本部等」という。）の設置については、以下の通りとする（別表－6）。

(1) 災害対策本部

本計画で対象とする災害が発生し、国土交通本省等が非常体制等に入った場合で理事長が必要と認めた場合、所に、理事長を本部長とする災害対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。ただし、本部長となる理事長に事故等がある場合には、理事（つくば）、理事（寒地）（以下、「寒地土木研究所長」という。）、企画部長、審議役、総務部長、研究調整監（寒地）の順に本部長の職務を代行し、対策本部の設置判断を行う。

対策本部の設置場所は、つくばの本館2F特別会議室または寒地土木研究所2F会議室とする。ただし、当該会議室の損傷が激しい場合や、本部長の

判断によっては、代替の場所に設置することができる。

(2) 寒地土木研究所災害対策支援本部

対策本部が設置されていない場合で、北海道開発局の行う事業等に関し、災害支援を必要とすると寒地土木研究所長が認めた場合には、寒地土木研究所に、寒地土木研究所長を本部長とする寒地土木研究所災害対策支援本部(以下、「支援本部」という。)を設置することができる。ただし、寒地土木研究所長に事故等がある場合には、審議役、研究調整監(寒地)、管理部長の順に本部長の職務を代行し、支援本部の設置判断を行う。

(3) 災害対策支部

理事長(対策本部設置時においては、本部長)または職務代行者は、必要に応じ、自然共生研究センター、雪崩・地すべり研究センターに、それぞれ常勤する職員のうち、最も職位の高いものを支部長とする、災害対策支部(以下、「対策支部」という。)を設置する。対策支部の設置場所は、支部長の判断によるものとする。

2. 役割

災害対策本部等設置後、直ちに以下の事項について適切な措置を図る。

- (1) 災害対策の実施にあたっての、職員の安全確保、所の庁舎機能の確保等
- (2) 国からの指示または要請及び関係行政機関等からの要請に基づく災害応急・復旧対策の協力のための災害情報の収集、分析、伝達及び適任と認められる職員の派遣
- (3) 災害に関する必要な情報の収集・発信

3. 構成

(1) 対策本部

対策本部は、本部長、副本部長、本部員、本部班、総務班及び技術班をもって構成する。メンバーは別表-2に掲げる者及び理事長が必要と認める者とする。

本部長に事故等がある場合には、副本部長、本部班長、総務班長の順に本部長の職務を代行する。

(2) 支援本部

支援本部は、本部長(寒地土木研究所長)、副本部長(審議役)、本部員、本部班、総務班及び技術班をもって構成する(別表-3)。

本部長に事故等がある場合には、副本部長、本部班長、総務班長の順に本

部長の職務を代行する。

(3) 対策支部

対策支部は、支部長、支部班及び技術班をもって構成する（別表－4）。

支部長は、自然共生研究センター、雪崩・地すべり研究センターにそれぞれ常勤する職員のうち、最も職位の高いものとする。なお、支部長に事故等がある場合には、あらかじめ支部長から指名を受けている者がその職務を代行する。

(4) 災害対策本部等各班の所掌事務

災害対策本部等における各班の所掌する事務を以下に示す。

- ①本部班：対策本部の設置・運営、国及び関係行政機関等との連絡調整、庁舎・通信機能の確保等を行う。
- ②総務班：生活必需品及び応急・復旧対策に必要な物品等の調達、職員の健康・安全管理、広報等を行う。
- ③技術班：災害に関する情報の収集・分析、技術関係機関との連絡・調整、災害調査チームの派遣等を行う。

4. 災害対策本部等の廃止

国土交通本省が非常体制等を解除した場合で本部長が災害対策本部等の廃止が妥当と判断した場合、その他本部長が災害対策本部等の廃止が妥当と判断した場合、災害対策本部等を廃止する。

第3節 土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）

1. 土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）

大規模自然災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合における、国や被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧及びその他の災害応急・復旧対策に対する技術的な支援を目的として、所に土木研究所緊急災害対策派遣隊（土研TEC-FORCE）（以下、「土研TEC-FORCE」という。）を設置する。

土研TEC-FORCEの組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第3章 防災に関する研究

第1節 防災に関する研究

1. 研究内容

所は、公共土木施設等の災害の防止、災害発生時の応急・復旧対策、災害復旧後の強靱化対策及び災害の再発防止等の防災技術に係わる研究開発（以下、「防災に関する研究開発」という。）を推進する。

2. 研究内容の周知

所は、防災に関する研究開発の成果を定期的に報告書としてとりまとめ、国及び関係行政機関等に配布するとともに、防災担当職員の会議等の機会を利用し、研究内容について積極的に周知に努める。

第2節 防災に関する調査

1. 各種機関からの情報収集

所は、防災に関する研究及び災害発生時の技術協力に必要な情報を得るために、国及び関係行政機関等、またはマスコミからの情報収集を行い、被災した地域（被災する恐れがある場合も含む）の災害（予想）規模・様態等を把握する。

2. 調査団の派遣

大規模な災害発生後（発生する恐れがある場合も含む）、国からの指示または要請、関係行政機関等からの要請、または所独自の判断に基づいて現地調査を行い、防災に関する研究に必要な情報の収集に努める。

なお、土研TEC-FORCE、その他の調査団の派遣に当たっては、国及び関係行政機関等と十分に連携を図り、応急・復旧対策の活動に支障をきたすことなく調査が円滑に進むように努める。

第4章 災害予防に関する事前対策

第1節 危機管理体制の整備

1. 災害発生時初動体制の整備

災害発生時（発生する恐れがある場合も含む）の情報収集・連絡体制は、開庁日の勤務時間外・閉庁日も含めて対応できるよう、あらかじめ整備しておく。また、迅速かつ適切な災害情報の収集及び連絡の重要性に鑑み、災害発生時に、災害対策本部等に参集する必要がある職員（以下、「防災担当職員」という）をあらかじめ指名しておく。

また、地震災害初動時において適切な対応が図れるよう、「国立研究開発法人土木研究所地震時初動マニュアル」を別途作成する。

2. 災害に対する協力・支援体制の整備

災害発生時において、被災状況を迅速に把握し、国及び関係行政機関等の災害応急・復旧対策を円滑に進めるためには、災害の状況に応じた各機関との適切な協力が必要となる。そのため、平素から被災状況に応じて、対応可能な技術支援内容を周知することに努めるとともに、各機関との情報及び資料の交換等を含めて連絡を密にし、相互の応援協力体制をあらかじめ定めておくなど、災害発生時の協力・支援体制の整備を図る。

また、災害発生時に派遣される職員が迅速に活動できるよう体制を整備する。

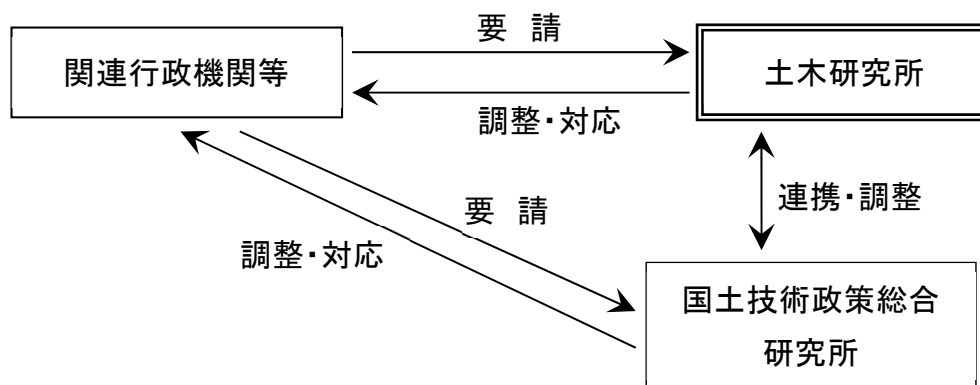
地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、道路災害、水質事故災害、その他の大規模な災害に関し、国土交通本省が注意体制に入った場合、または体制入りが必要であると理事長または職務代行者が判断した場合、所は支援準備体制に入る。国土交通本省が警戒体制に入った場合、または体制入りが必要であると理事長または職務代行者が判断した場合、所は警戒時支援体制に入る。国土交通本省が非常体制に入った場合、または体制入りが必要であると理事長または職務代行者が判断した場合、所は非常支援体制に入る（別表－5）。体制に入ったときは、その旨を国土交通省に速やかに報告する。

地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、道路災害、水質事故災害、その他の大規模な災害に関し、北海道開発局が注意体制、警戒体制、非常体制に入った場合または北海道開発局の行う事業等に関し災害支援を必要とすると寒地土木研究所長または職務代行者が判断した場合、寒地土木研究所は支援準備体制、警戒時支援体制、非常支援体制に入る（別表－6）。体制に入ったときは、その旨を北海道開発局へ速やかに報告する。

国土交通本省が当該災害の体制を解除した場合または理事長または職務代行者が適当と判断した場合、体制を解除する。北海道開発局に係わる支援体制については、北海道開発局が体制を解除した場合または寒地土木研究所長または職務代行者が適当と判断した場合、体制を解除する。

3. 協力要請への対応整備

災害対策に係わる国（地方整備局、北海道開発局等）、関係行政機関等からの協力要請の流れ及び国土技術政策総合研究所との連携調整の流れを図－1に示す。国土技術政策総合研究所との連携・調整を行い、派遣要請等について効率的に対応することになるため、災害状況に応じた技術協力の内容（職員派遣、技術支援）について、あらかじめ具体的に定めておく。



図－1 関係行政機関等からの協力要請の流れ

4. 大規模な災害の危険度把握等に対する協力体制の整備

災害発生時、または大規模な災害が発生する恐れがあり、国土交通大臣から国立研究開発法人土木研究所法第15条に基づく指示があった場合や、各地方整備局等と締結した「国立研究開発法人土木研究所緊急災害対策派遣隊の派遣に関する協定」に基づき、各地方整備局等の長から要請があった場合には、土研TEC-FORCEを派遣することになるため、迅速に対応できるよう、協力体制（指揮・命令系統、執行体制）について、あらかじめ具体的に定めておく。また、国及び関係行政機関等から要請があった場合には、これに応じるとともに、危険度が高いと把握されたときは、災害防止のための対策方法等の技術協力を行うことになるため、平素から危険度を的確に把握するための技術の開発及びその高度化を図っておく。

第2節 災害対策本部等室の整備

1. 災害対策本部等室の整備

災害対策本部等の運営が円滑に行われるよう、所の庁舎内に災害対策本部室、対策支部に支部室をそれぞれ設け、必要な情報機器等の整備に努める。

2. 災害対策本部等室の代替場所の選定

災害対策本部室または支部室が被災した場合を想定し、通信設備の整備状況等を勘案し、対策室の機能及び機動力を十分に発揮できるような場所を代替場所として選定しておく。

第3節 情報の収集・連絡体制

1. 情報の収集、分析及び伝達

災害に関する情報を迅速かつ的確に収集、分析、伝達し、国及び関係行政機関等の災害応急・復旧対策の協力を役立てられるよう、事前に情報収集・連絡体制（内容、連絡窓口、方法等）を整備しておく。

2. 電気通信施設の整備

災害発生時に、情報収集・連絡・伝達に資する情報提供装置等を適切に機能させるため、次の施策を講じておく。

- (1) 移動通信のための機器の整備と操作に習熟するとともに、大規模な災害が発生した場合に、現地からの画像の受信と庁舎内への配信ができるよう、その整備を図る。
- (2) 他機関との連絡等に配慮し、電気通信事業者回線の災害時優先電話等の整備を図る。
- (3) 情報・通信施設（機器）、非常用発電設備等については、常に良好な状態に維持するとともに、必要な耐震化対策を講ずる。

第4節 庁舎関連対策等

1. 点検

所の庁舎（自然共生研究センター、雪崩・地すべり研究センター、戦略的イノベーション研究推進事務局（以下、「センター等」という。）及び寒地土木研究所を含む）の耐震点検（「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」

(平成8年)を準用)を行い、必要な補強等の対策を実施しておく。

2. 庁舎機能の確保

- (1) 所内の地震防災上緊急に整備すべき施設は、耐震上問題ないことを確認しておく。所内の他の施設については、順次、耐震化を実施する。
- (2) 地震発生時等における庁舎機能を確保するため、火災防止、器物破損防止、ロッカー等の転倒防止等の安全対策を講じる。また、緊急避難地・避難経路を定め、職員等の避難誘導に支障のないように努める。
- (3) 地震発生時等に被害状況の把握を速やかに行えるよう、「施設等緊急被害状況調査票(案)」に施設概要等を記入しておくとともに、被災した庁舎の応急・復旧を迅速に行うため、あらかじめ完成図書等を整えておく。
- (4) 非常用電源の確保
災害対策本部室等の機能を確保するため、非常用発電設備の整備を図る。
- (5) 積雪時の対応
寒地土木研究所、雪崩・地すべり研究センターの庁舎については、積雪・凍結により点検・復旧対策の実施が困難とならないよう、積雪・凍結時の対応方策を講ずる。

3. 生活必需品等の確保

- (1) 災害発生時または災害発生後に必要な生活必需品(飲料水、食料、燃料、寝具等)、医療用品(救急薬品類)等の生活対策用品及び応急対策用の作業衣類・機材等を資材倉庫に常時備蓄する。
- (2) 災害発生時における断水に備え、所内に井戸を設ける等、生活用水を確保する。
- (3) 職員が安心して業務を遂行できるよう、家族の安全確認・家族との連絡を維持するための方法を確立しておく。

第5節 広報

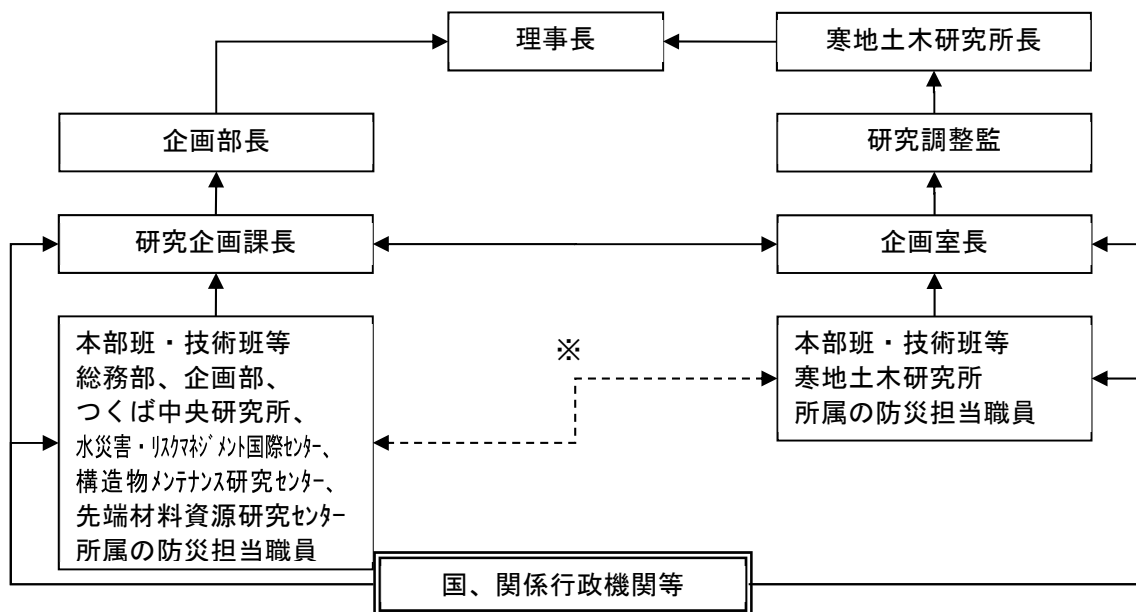
報道機関等からの災害に対する問い合わせに円滑に対応できるように、所の広報の方法及び体制について整備しておくとともに、防災に関する研究開発の成果を積極的に公開するよう努める。

第5章 災害時の応急復旧対策（災害発生時）

第1節 災害対策本部等の設置

1. 災害対策本部等設置のための情報収集

防災担当職員は、職員の安否確認を行う。また、災害対策本部等の設置に資するため、災害情報の収集を行い、災害規模の早期把握を行うとともに、収集した災害情報は速やかに理事長または職務代行者に伝達する。情報の流れは、図－2に示すとおりとする。



(※：必要に応じ情報交換)

図－2 災害対策本部等設置までの情報の流れ

2. 災害対策本部等の設置

理事長または職務代行者は、防災担当職員からの災害情報を基に、災害規模を勘案して対策本部または対策支部を設置する。対策本部が設置されない場合、寒地土木研究所長は、防災担当職員からの災害情報を基に、北海道開発局の行う事業等に関し、災害支援を必要とすると認めた場合には、支援本部を設置する。

3. 防災担当職員の参集

- (1) 災害対策本部等が設置され災害対策本部等会議の開催が決定された場合などには、第4章第1節に基づいて別途定める連絡体制に従って、災害対策本部等の構成員は所またはオンライン上の会議の場に参集する。

地震災害時の具体的な対応については国立研究開発法人土木研究所地震時初動マニュアルに定める。

- (2) 本勤務地へ参集した防災担当職員は、参集者リスト、不参集者リストを作成し、参集状況の把握に努める。

4. 国及び関係行政機関に対する災害対策本部等設置の報告

災害対策本部等は、災害情報の収集、災害調査及び技術協力を円滑に進めるため、災害対策本部等の設置状況を国及び関係行政機関等に報告する。

第2節 情報の収集・連絡体制

1. 通信機能の確保

災害対策本部等設置後は、直ちに国土交通省専用通信回線等通信手段の機能確認を行うとともに、災害現場の状況を把握するために、現地と協力しながら電話や画像通信回線の確保に努める。

なお、国土交通省専用通信回線が使用不能となった場合には、電気通信事業者回線の災害時優先電話、携帯電話、Eメール、インターネット、衛星通信等を活用することにより、可能な限り通信機能の確保に努める。

2. 情報の収集、分析及び伝達

- (1) 災害対策本部等は、災害発生後の情報の収集に努めるとともに、国及び関係行政機関等の災害時の応急・復旧対策を協力するため情報の分析・伝達に努める。
- (2) 災害発生時の応急・復旧対策の協力を円滑に進めるため、国及び関係行政機関等との間でできるだけ情報の共有化を図るとともに、密接な連絡を保ち相互協力を行う。

3. 情報連絡体制

本部長指令、本部情報、応急・復旧対策協力のための情報の連絡手段は、情報伝達を迅速かつ確実に行うため、止むを得ない事情がある場合を除き、国土交通省専用通信回線または予め定めた電気通信事業者回線を使用する。また、必要に応じて、適宜使用訓練を行う。

第3節 技術協力等

1. 指示または要請に基づく技術協力

災害発生後、国土交通大臣から国立研究開発法人土木研究所法第15条に基づく指示があった場合、または各地方整備局等の長から要請があった場合には、各地方整備局等と締結した「国立研究開発法人土木研究所緊急災害対策派遣隊に関する協定」に基づいて、土研TEC-FORCEを派遣する。また、国からの指示または要請、または関係行政機関等からの要請があった場合には、迅速かつ適切な応急・復旧対策（二次災害等の防止を含む）に資するため、適任と認められる職員を派遣する、またはリモート等での技術支援を行う等の技術協力を行う。

2. 自らの判断に基づく調査団の派遣

前項に掲げる場合のほか、第3章に規定する防災に関する研究開発に資するため、本部長は、所独自の判断に基づき、調査団を派遣することができる。

第4節 庁舎関連対策等

1. 庁舎機能の確保

防災担当職員は、災害発生時に、速やかに所の庁舎施設（センター等及び寒地土木研究所を含む）の点検を行い、被災状況の把握に努め、二次災害を防ぎ庁舎機能の維持・確保を図るために必要な応急・復旧対策を実施する。

2. 職員等の安全確保、健康管理等

災害発生時の各種防災業務の実施にあたっては、職員等の安全・健康管理・生活対策・家族との連絡維持等に配慮する。

3. 避難住民対策

地方公共団体や地域住民等より避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の安全性等を確認の上、適切に対処する。

第5節 再発防止対策への技術協力

所は、国及び関係行政機関等の依頼に応じて、再発防止対策等の調査委員会等に協力する。

第6節 広報

報道機関等からの問い合わせに対しては、関係部署が連携して適切かつ円滑に対応する。また、重要な事項の広報は、必要に応じて国及び関係行政機関等に周知する。

第6章 防災業務実施上必要な教育及び訓練

第1節 職員に対する教育

職員に対しては、その所属により果たすべき役割が異なることを考慮し、次に掲げる事項について、講演会、パンフレット等により教育を行う。

なお、人事異動の際には防災業務に関し、当該職員が果たすべき役割の引継ぎを行う。

- (1) 災害対策本部等の設置及び防災担当職員の参集体制
- (2) 本計画で想定している災害に関する知識
- (3) 職員が果たすべき役割
- (4) 防災業務に関する知識

第2節 防災訓練

- (1) 防災訓練は原則として毎年防災週間中に実施する。

なお、必要に応じ国及び地方公共団体等の関係機関と連係を図りながら実施するものとする。

- (2) 防災訓練は大規模な震災を想定し、以下の項目を基本とし実践的に実施する。

- 1) 情報の収集、分析及び伝達訓練
- 2) 職員の参集
- 3) 職員の避難
- 4) 災害対策本部等の設置、運営
- 5) 職員、家族の安否確認
- 6) 所管施設・設備の点検
- 7) 関係行政機関等との情報連絡
- 8) 職員の派遣
- 9) 総合映像情報システム及びTV会議システムによる被災調査報告
- 10) パソコン通信等を用いた情報提供、通信機器の操作訓練
- 11) 広報

- (3) 事後評価

防災訓練後には評価を行い、次年度以降の課題を明らかにして訓練の充実を図る。

第7章 東海地震の防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1節 想定する地震

想定する地震は、東海地震とする。

第2節 情報収集

気象庁が発表する東海地震に関連する情報並びに大震法に基づく警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知その他これらに関する情報（以下「東海地震関連情報等」という。）については、防災担当職員において一元的に把握することとする。東海地震関連情報等の伝達は、国立研究開発法人土木研究所地震時初動マニュアル等に定める伝達ルートによるものとする。

第3節 災害対策本部等の設置

理事長または職務代行者は、防災担当職員が収集した第7章第2節に定める情報をもとに、災害対策本部等の設置判断を行う。

第4節 技術協力等

東海地震に関する技術協力等は、第4章第1節及び第5章第3節に従い実施する。

第5節 教育及び訓練の実施

東海地震に関する教育及び訓練は、第6章に従い実施する。

第8章 南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

第1節 想定する地震

想定する地震は、南海トラフ地震とする。

第2節 情報収集

気象庁より、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、防災担当職員は、第5章第1節及び第2節に定める体制に入れるよう、必要に応じて本勤務地へ参集するとともに、関係機関と相互に連携して情報収集を実施し、これらの情報の共有を図るものとする。

南海トラフ地震が発生した場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合を含む）、第5章第1節及び第2節に定める体制において、防災担当職員は災害規模の早期把握を行うとともに、収集した災害情報を速やかに理事長または職務代行者に伝達する。

なお、防災担当職員は、職員の参集・帰宅や被災現場への職員派遣状況を考慮し、津波や地震の時間差発生等に関する情報収集を行う。

第3節 災害対策本部等の設置

理事長または職務代行者は、防災担当職員が収集した第8章第2節に定める情報をもとに、災害対策本部等の設置判断を行う。

第4節 時間差発生等への対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に基づく対応

気象庁より、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発信された場合、防災担当職員は、同情報が対象とする後発地震に対しては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と

異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、情報収集の徹底、業務継続のための指揮・命令系統及び執行体制の再確認など、地震発生に注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除されるため、防災担当職員の対応も解除するものとする。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づく対応

気象庁より、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発信された場合、防災担当職員は、同情報が対象とする後発地震に対しては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、情報収集の徹底、業務継続のための指揮・命令系統及び執行体制の再確認など、地震発生に警戒する措置をとるものとする。

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、国からの呼びかけに従い、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除されるため、防災担当職員の対応も解除するものとする。

第5節 庁舎関連対策

南海トラフ地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合を含む）に関する庁舎関連対策は、第4章第4節及び第5章第4節に従い実施する。

第6節 技術協力等

南海トラフ地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合を含む）に関する技術協力等は、第4章第1節及び第5章第3節に従い実施する。

第7節 教育及び訓練の実施

南海トラフ地震に関する教育及び訓練（南海トラフ地震臨時情報（調査中）、
（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を含む）は、第6章に従い実施する。

第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

第1節 想定する地震

想定する地震は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とする。

第2節 情報収集

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、防災担当職員は災害規模の早期把握を行うとともに、収集した災害情報を速やかに理事長または職務代行者に伝達する。

気象庁より、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が対象とする後発地震への注意を促す情報（以下、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」という。）が発信され、内閣府より防災対応の呼びかけがなされた場合、防災担当職員は、第5章第1節及び第2節に定める体制に入れるよう、地震への備えを改めて徹底するものとする。また、関係機関と相互に連携して情報収集を実施し、これらの情報の共有を図るものとする。

なお、防災担当職員は、職員の参集・帰宅や被災現場への職員派遣状況も考慮し、津波や地震の時間差発生等に関する情報収集を行う。

第3節 災害対策本部等の設置

理事長または寒地土木研究所長またはそれらの職務代行者は、防災担当職員が収集した第9章第2節に定める情報をもとに、災害対策本部等の設置判断を行う。

第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合の対応

気象庁より、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信され、内閣府より防災対応の呼びかけがなされた場合、防災担当職員は、先発地震の発生から1週間程度、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。先発地震の発生から1週間程度を経過し、内閣府より「特に後発地震特に注意する期間が終了した」旨の呼びかけがなされた場合、後発地震に対して注意する措置は解除するものとする。

第 5 節 技術協力等

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する技術協力等は、第 4 章第 1 節及び第 5 章第 3 節に従い実施する。

第 6 節 教育及び訓練の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する教育及び訓練（「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を含む）は、第 6 章に従い実施する。

第10章 首都直下地震に係る地震防災対策推進計画

第1節 想定する地震

想定する地震は、首都直下地震とする。

第2節 情報収集

首都直下地震が発生した場合、防災担当職員は災害規模の早期把握を行うとともに、収集した災害情報を速やかに理事長または職務代行者に伝達する。

特に、国土交通本省の被災状況を把握し、連絡体制を確認する。

また、首都圏在住職員の参集・帰宅も考慮し、防災担当職員は被害状況の情報収集を行う。

第3節 災害対策本部等の設置

理事または職務代行者は、防災担当職員が収集した第10章第2節に定める情報をもとに、災害対策本部等の設置判断を行う。

第4節 技術協力等

首都直下地震に関する技術協力等は、第4章第1節及び第5章第3節に従い実施する。

第5節 教育及び訓練の実施

首都直下地震に関する教育及び訓練は、第6章に従い実施する。

別表－1 防災会議構成表

会長	理事長	
	(つくば)	(寒地)
委員	理事	所長
	監事	審議役
	研究調整監	監査役
	地質監	研究調整監
	道路構造物総括研究監	管理部長
	河川総括研究監	技術開発調整監
	総務部長・企画部長	各研究グループ長（5）
	水災害・リスクマネジメント国際センター長	特別研究監
	構造物メンテナンス研究センター長	総括研究監
	先端材料資源研究センター長	地質研究監
	技術推進本部長	研究連携推進監
	各研究グループ長（8）	
	特別研究監	
	地質研究監	
	耐震研究監	
	研究企画監	
	戦略的イノベーション研究推進事務局長	

別表－２ 災害対策本部構成表

		役職	担当役職員	
本部		本部長	理事長	
			(つくば)	(寒地) ※1
		副本部長	理事	所長
		本部員	研究調整監 地質監 道路構造物総括研究監 河川総括研究監 企画部長、総務部長 水災害・リスクマネジメント国際センター長 構造物メンテナンス研究センター長 先端材料資源研究センター長 技術推進本部長 各研究グループ長 特別研究監 地質研究監 耐震研究監 研究企画監 戦略的イノベーション研究推進事務局長	審議役 監査役 研究調整監 管理部長 技術開発調整監 各研究グループ長 特別研究監 地質研究監 研究連携推進監 総括研究監
	本部班	本部班長 ◎	企画部長	研究調整監
		本部班付		研究連携推進監、総括研究監
		総合対策係 ◎	研究企画課担当職員	企画室防災担当職員
		施設係	業務課担当職員	企画室管理課経理担当職員
	総務班	総務班長	総務部長	管理部長
		庶務係	総務課担当職員	企画室管理課経理担当職員
厚生係		職員課担当職員	管理課担当職員	
調達係		会計課担当職員	経理課担当職員	
技術班	技術班長※2	地質監、道路構造物総括研究監、河川総括研究監、耐震研究監	寒地基礎技術研究グループ長	
	技術副班長	各研究グループ長	各研究グループ長 技術開発調整監 特別研究監 総括研究監 地質研究監・研究連携推進監	

◎防災担当職員

※1 北海道内での大規模な災害により所に災害対策本部を設置した場合、寒地土木研究所の担当役職員は災害対策本部の構成員となる。北海道外での大規模な災害により所に災害対策本部を設置した場合、寒地の担当役職員は、必要に応じて災害対策本部の構成員となる。

※2 技術班長は、在籍している者のうち左から優先的に担当とする。他の者は技術班長を補佐する。

※災害対策本部構成表に示した役職員以外の役職員も必要に応じて参集できるように連絡が取れるようにしておくこと。

別表－3 寒地土木研究所災害対策支援本部構成表

		役職	担当役職員
本部		本部長	所長
		副本部長	審議役
		本部員	監査役
			研究調整監
			管理部長
			技術開発調整監
			各研究グループ長
			特別研究監
			地質研究監
			研究連携推進監
			総括研究監
	本部班	本部班長	研究調整監
		本部副班長	企画室長
		担当責任者	企画室参事（2G・3G）
		〃	企画室長代理（1G防災担当）
		〃	企画室主査（防災担当）
	総務班	総務班長	管理部長
		総務副班長	管理課長
		〃	経理課長
		担当責任者	管理課参事、経理課参事
		〃	管理課副参事
		〃	経理課副参事
	技術班	技術班長	寒地基礎技術研究グループ長
		技術副班長	技術開発調整監
		〃	寒地保全技術研究グループ長
		〃	寒地水圏研究グループ長
		〃	寒地道路研究グループ長
〃		寒地農業基盤研究グループ長	
〃		特別研究監	
〃		地質研究監	
〃		総括研究監	
〃		研究連携推進監	
担当責任者		各研究チーム上席研究員	
〃		寒地技術推進室長	

別表－４ 災害対策支部構成表

	役職	担当役職員
支部	支部長 支部班	センター※ ³ に常勤する最も職位の高い職 センター※ ³ 職員

※³ 雪崩・地すべり研究センター、自然共生研究センターをさす。
なお、上記以外の職員も必要に応じて参集できるよう連絡待機とする。

別表－５ 防災体制

体制区分	体制に入る基準	土木研究所の対応
非常支援体制	地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、道路災害、水質事故災害、その他の大規模な災害に関し、国土交通省が非常体制に入った場合、または体制入りが必要であると理事長または職務代行者が判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・体制に入ったことをグループ長以上の幹部、防災担当職員に連絡 ・情報収集、集約を実施 ・関係職員への派遣準備の周知 ・必要に応じ災害対策本部等を設置 ・災害対策本部等会議が開催される場合、またはその他必要に応じ参集
警戒時支援体制	地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、道路災害、水質事故災害、その他の大規模な災害に関し、国土交通省が警戒体制に入った場合、または体制入りが必要であると理事長または職務代行者が判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・体制に入ったことをグループ長以上の幹部、防災担当職員に連絡 ・情報収集を実施 ・必要に応じ参集 (被害情報があれば、すぐに次の体制に入る準備をしておく)
支援準備体制	地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、道路災害、水質事故災害、その他の大規模な災害に関し、国土交通省が注意体制に入った場合、または体制入りが必要であると理事長が判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・体制に入ったことをグループ長以上の幹部、防災担当職員に連絡 ・情報収集を実施

※ 寒地土木研究所は、北海道開発局が注意体制、警戒体制、非常体制に入った場合または北海道開発局の行う事業等に関し災害支援を必要と寒地土木研究所長または職務代行者が判断した場合においても、支援準備体制、警戒時支援体制、非常支援体制に入る。

別表－6 災害対策本部等の設置の考え方

勤務地の市において震度6弱以上の地震が発生した場合	災害対策本部	勤務地の市（つくば市または札幌市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、所に災害対策本部を設置する。
	災害対策支部	自然共生研究センター、雪崩・地すべり研究センターの所在市（各務原市、妙高市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、それぞれに災害対策支部を設置する。
対象とする災害において国土交通本省等が非常体制等に入った場合	災害対策本部	理事長または職務代行者が必要と認めた場合に設置する（※1）。
	寒地土木研究所災害対策支援本部	所に災害対策本部が設置されていない場合、北海道開発局の行う事業等に関し、大規模な災害を除く災害が生じ、災害支援を必要とすると寒地土木研究所長または職務代行者が認めた場合には、寒地土木研究所災害対策支援本部を設置することができる（※2）。

※1 国土交通本省が災害対策本部を設置し、所に対して技術支援が要請された場合、あるいは、所に対する技術支援要請の可能性が高い場合に設置することとなる。

※2 基本的には、北海道開発局が災害対策本部を設置し、寒地土木研究所に対して技術支援が要請された場合、あるいは、寒地土木研究所に対する技術支援要請の可能性が高い場合に設置することとなる。